

令和5年9月の主な動き、取組

1 令和5年7月の雇用失業情勢について

(職業安定部 職業安定課)

有効求人数	41,650人	対前月比	1.0%減	(3か月ぶりの減少)
有効求職者数	34,815人	対前月比	0.8%増	(4か月連続の増加)
有効求人倍率	1.20倍	対前月比	0.02ポイント減	

※ 数値は季節調整値

2 令和6年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況(令和5年7月末現在)

(職業安定部 訓練課)

求人数	6,332人	対前年同月比	3.1%(191人)増	※1
求職者数	3,257人	同	2.2%(72人)減	※2
求人倍率	1.94倍	同	0.10ポイント増	※3

※1 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。
※2 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。
※3 求人倍率は、厚生労働省発表に合わせて全求職者と県内求人により算出しています。

3 令和5年度全国労働衛生週間(第74回)について

(労働基準部 健康安全課)

全国労働衛生週間は、10月1日(日)から7日(土)までの1週間、「目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場」をスローガンとして展開されます。
また、9月1日から30日までの準備期間に、県内21か所で説明会を開催します。

鹿児島労働局発表
令和5年8月29日(火)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 右田 裕幸
地方労働市場情報官 桑畑 千恵子
Tel. 099 (219) 8711

鹿児島県の雇用失業情勢(令和5年7月分)

～有効求人倍率は、1.20倍と、前月を0.02P下回った～

7月の概要

県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.20倍** 前月より0.02ポイント減少(2か月ぶりの減少) (P5参照)
 - ・全国では31番目。九州では、宮崎県、大分県、佐賀県、熊本県、福岡県に次ぎ、6番目。
 - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.29倍 前月より0.01ポイント減少

- ・有効求人数(季節調整値) **41,650人** 前月より1.0%減少(3か月ぶりの減少)

- ・有効求職者数(季節調整値) **34,815人** 前月より0.8%増加(4か月連続の増加)

・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.28倍 前月より0.03ポイント減少(2か月ぶりの減少)

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。

「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **1.96倍** 前月より0.13ポイント減少(2か月連続の減少) (P5参照)

- ・新規求人数(原数値) **13,412人** 前年同月より14.4%減少(5か月連続の減少) (P5参照)

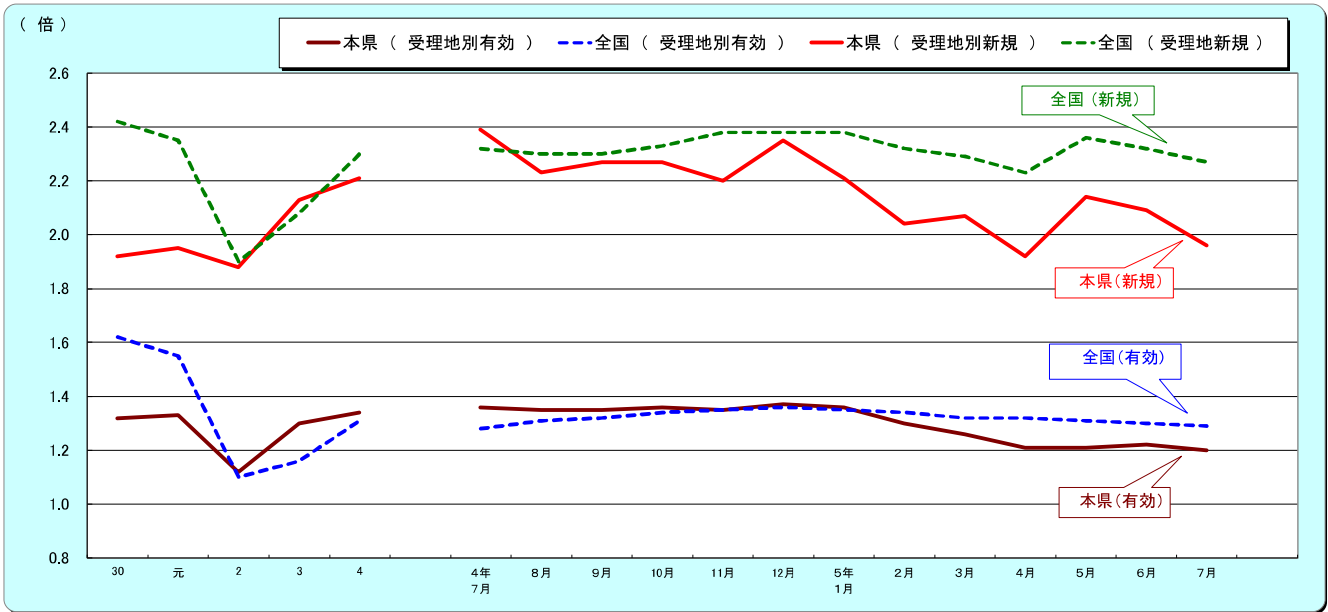
主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種……運輸・郵便業(3.0%増)

減少した業種……製造業(36.8%減)、サービス業(他に分類されないもの)(20.2%減)、
卸売業・小売業(19.0%減)、宿泊業・飲食サービス業(14.6%減)、
建設業(13.7%減)、医療・福祉(5.3%減)

- ・新規求職申込件数(原数値) **6,235人** 前年同月より3.4%増加(2か月ぶりの増加) (P6参照)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		30年度	元	2	3	4	4年7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
有効求人倍率	受理地別	本県	1.32	1.33	1.12	1.30	1.34	<u>1.36</u>	<u>1.35</u>	<u>1.35</u>	<u>1.36</u>	<u>1.35</u>	<u>1.37</u>	1.36	1.30	1.26	1.21	1.21	1.22	1.20
	全国	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	<u>1.28</u>	<u>1.31</u>	<u>1.32</u>	<u>1.34</u>	1.35	<u>1.36</u>	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29	
新規求人倍率	就業地別	本県	1.42	1.42	1.18	1.36	1.43	<u>1.44</u>	<u>1.43</u>	1.44	1.44	<u>1.46</u>	1.45	1.40	1.37	1.31	1.30	1.31	1.28	
	受理地別	本県	1.92	1.95	1.88	2.13	2.21	<u>2.39</u>	<u>2.23</u>	2.27	<u>2.27</u>	<u>2.20</u>	<u>2.35</u>	2.21	2.04	2.07	1.92	2.14	2.09	1.96
新規求人倍率	全国	2.42	2.35	1.90	2.08	2.30	<u>2.32</u>	<u>2.30</u>	2.30	2.33	<u>2.38</u>	<u>2.38</u>	2.38	2.32	2.29	2.23	2.36	2.32	2.27	
	就業地別	本県	2.05	2.08	1.97	2.24	2.36	<u>2.56</u>	<u>2.38</u>	<u>2.39</u>	<u>2.41</u>	<u>2.34</u>	2.48	2.44	2.21	2.24	2.08	2.27	2.30	2.11

*4年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が前年同月比▲14.4%となり、有効求人数とともに5か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度		令和5年							
	(月平均)		4月		5月		6月		7月	
新規求人数 ※	15,479	4.5	13,925	▲ 10.9	14,747	▲ 1.1	14,233	▲ 7.5	13,412	▲ 14.4
D 建設業	1,510	2.5	1,443	▲ 9.0	1,389	▲ 8.9	1,501	▲ 5.4	1,328	▲ 13.7
E 製造業	1,527	2.4	1,340	▲ 28.4	1,215	▲ 9.9	1,241	▲ 20.3	1,270	▲ 36.8
H 運輸業、郵便業	588	10.5	555	▲ 0.5	549	▲ 14.6	558	0.9	588	3.0
I 卸売業、小売業	2,059	3.1	1,692	▲ 9.1	2,475	6.9	1,658	▲ 16.6	1,646	▲ 19.0
M 宿泊業、飲食サービス業	1,017	23.9	882	▲ 15.1	931	0.0	1,003	3.5	823	▲ 14.6
P 医療、福祉	4,870	4.0	4,762	▲ 3.1	4,477	▲ 4.6	4,865	▲ 1.2	4,498	▲ 5.3
R サービス業(他に分類されないもの)	1,486	▲ 2.3	1,371	▲ 21.7	1,576	14.3	1,348	▲ 11.8	1,361	▲ 20.2
有効求人数	44,563	6.5	42,411	▲ 5.9	41,564	▲ 5.0	41,246	▲ 5.9	40,484	▲ 7.7

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数は2か月ぶりに前年同月を上回り、有効求職者数は15か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度		令和5年							
	(月平均)		4月		5月		6月		7月	
新規求職申込件数	7,009	0.6	9,533	3.0	7,496	1.3	6,920	▲ 1.9	6,235	3.4
44歳以下	3,364	▲ 3.2	4,250	2.8	3,449	▲ 4.1	3,275	▲ 5.5	2,911	▲ 0.3
うち34歳以下	1,994	▲ 4.5	2,527	▲ 0.9	2,013	▲ 5.8	1,973	▲ 1.4	1,756	▲ 0.5
45歳以上	3,646	4.3	5,283	3.2	4,047	6.5	3,645	1.6	3,324	6.8
うち55歳以上	2,362	5.6	3,712	2.3	2,701	11.6	2,318	▲ 0.4	2,185	9.4
うち65歳以上	1,063	7.7	1,857	4.2	1,227	10.0	1,017	▲ 1.6	989	8.0
雇用保険受給資格決定件数	1,922	1.9	2,986	5.7	2,972	7.3	2,005	7.8	1,681	4.7

有効求職者数	33,257	3.0	36,145	4.6	36,408	4.8	35,978	3.8	34,641	4.2
44歳以下	15,382	0.9	16,128	3.4	16,312	3.3	16,021	1.4	15,626	1.5
うち34歳以下	9,139	▲ 0.3	9,593	3.0	9,703	2.7	9,569	1.6	9,328	1.4
45歳以上	17,875	4.8	20,017	5.6	20,096	6.0	19,957	5.8	19,015	6.5
うち55歳以上	11,571	5.6	13,318	6.9	13,447	8.5	13,369	7.7	12,569	8.4
うち65歳以上	4,624	10.3	5,799	8.6	5,886	10.2	5,741	7.3	4,980	8.4
雇用保険受給者実人員	6,276	▲ 2.8	5,666	0.7	6,371	7.3	6,939	6.3	7,626	10.4

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

離職求職者(うち自己都合)が、6か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度		令和5年							
	(月平均)		4月		5月		6月		7月	
新規求職申込件数	6,955	0.7	9,491	3.2	7,440	1.1	6,784	▲ 2.0	6,165	3.5
在職求職者	1,994	▲ 1.3	1,640	2.4	1,657	▲ 8.7	1,841	▲ 6.7	1,606	▲ 3.9
離職求職者	4,298	1.4	7,087	4.5	5,085	6.2	4,345	3.3	4,031	7.0
うち事業主都合	808	▲ 6.3	1,862	10.0	1,142	28.5	891	16.2	870	17.4
うち自己都合	3,251	4.3	4,676	2.7	3,697	2.8	3,252	1.1	2,979	4.7
無業求職者	663	2.2	764	▲ 6.8	698	▲ 7.2	598	▲ 19.5	528	2.1

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は2か月連続で前年同月を下回り、すべての年齢層において前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和4年度 (月平均)		令和5年							
			4月		5月		6月		7月	
就職件数	2,517	▲ 3.0	2,770	▲ 4.3	2,699	5.9	2,493	▲ 6.9	2,108	▲ 9.5
44歳以下	1,248	▲ 8.0	1,289	▲ 4.4	1,335	0.5	1,231	▲ 9.8	1,022	▲ 14.3
うち34歳以下	686	▲ 11.1	722	▲ 6.5	722	▲ 4.6	700	▲ 6.2	597	▲ 8.7
45歳以上	1,269	2.3	1,481	▲ 4.1	1,364	11.9	1,262	▲ 4.0	1,086	▲ 4.4
うち55歳以上	725	3.0	879	▲ 6.7	762	14.4	710	▲ 1.9	614	▲ 7.7
うち65歳以上	230	4.6	340	▲ 3.7	270	29.8	228	▲ 10.6	210	▲ 8.7
雇用保険受給者	691	0.9	660	▲ 7.0	801	1.5	751	▲ 0.7	660	1.1

5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、5か月連続で前年同月を下回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和4年度 (月平均)		令和5年							
			4月		5月		6月		7月	
正社員新規求人数	7,424	6.0	7,009	▲ 6.2	7,068	0.3	7,289	▲ 3.4	6,841	▲ 10.7
新規求人数に占める割合	48.0%	0.7	50.3%	2.5	47.9%	0.6	51.2%	2.2	51.0%	2.1
正社員有効求人倍率	1.14	0.06	1.04	▲ 0.04	1.02	▲ 0.05	1.04	▲ 0.05	1.05	▲ 0.08
全 国	0.98	0.08	0.98	0.06	0.96	0.05	0.99	0.04	1.01	0.03
正社員有効求人数	21,636	7.3	21,104	▲ 1.2	20,625	▲ 2.0	20,808	▲ 2.5	20,524	▲ 5.0
有効求人数に占める割合	48.6%	0.4	49.8%	2.4	49.6%	1.5	50.4%	1.8	50.7%	1.4
正社員有効求職者数(※)	19,072	1.6	20,213	2.6	20,243	2.9	19,975	2.5	19,477	2.2
有効求職者に占める割合	57.3%	▲ 0.7	55.9%	▲ 1.1	55.6%	▲ 1.0	55.5%	▲ 0.7	56.2%	▲ 1.1

(※) 正社員有効求職者数・・・パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6. 令和5年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和4年7月	1.34	1.25	1.42	1.50	1.28	1.21	1.36	1.20	0.99	1.38	1.74	1.25	1.49	1.27
8月	1.34	1.28	1.26	1.55	1.26	1.22	1.38	1.22	0.98	1.36	1.53	1.24	1.61	1.32
9月	1.36	1.55	1.29	1.53	1.27	1.19	1.44	1.14	0.99	1.37	1.59	1.30	1.51	1.31
10月	1.38	1.70	1.42	1.59	1.33	1.20	1.53	1.12	1.03	1.40	1.67	1.36	1.48	1.32
11月	1.43	1.75	1.32	1.75	1.38	1.19	1.28	1.15	0.98	1.70	1.69	1.39	1.52	1.35
12月	1.51	2.04	1.32	1.81	1.87	1.26	1.27	1.23	0.98	1.50	1.76	1.42	1.61	1.38
令和5年1月	1.46	2.03	1.34	1.78	1.80	1.27	1.09	1.22	0.91	1.45	1.71	1.42	1.54	1.47
2月	1.43	1.88	1.27	1.42	1.71	1.21	1.02	1.30	0.95	1.34	1.66	1.49	1.32	1.43
3月	1.39	1.63	1.19	1.29	1.44	1.13	1.21	1.28	0.89	1.42	1.43	1.30	1.28	1.39
4月	1.25	1.53	0.99	1.12	1.24	1.05	1.01	1.12	0.83	1.36	1.30	1.11	1.14	1.31
5月	1.23	1.56	0.89	1.14	1.22	1.03	0.92	1.04	0.79	1.33	1.26	1.03	1.14	1.17
6月	1.22	1.43	0.91	1.11	1.26	1.04	0.90	1.08	0.81	1.37	1.30	1.05	1.14	1.14
7月	1.22	1.39	0.93	1.19	1.31	1.08	0.94	1.10	0.87	1.38	1.27	1.10	1.16	1.17

〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一般…… パートタイム以外のものをいう。
- パート…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正社員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人
に直接応募した就職件数等が含まれている。

令和5年8月29日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練課

課長 廣瀬 和泰(内線120)

課長補佐 有村 武久(内線121)

電話 099-219-8711

報道関係者 各位

令和6年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況（令和5年7月末現在）

～求人倍率 1.94 倍 求人数は前年度比 3.1%増加～

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）では、令和6年3月新規高等学校卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和5年7月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【結果の概要】

○ 求人数 6,332人 対前年同月比 3.1%（191人）増※1

○ 求職者数 3,257人 同 2.2%（72人）減※2

○ 求人倍率 1.94倍 同 0.10ポイント増※3

※1. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3. 求人倍率は、厚生労働省発表に合わせて全求職者と県内求人により算出しています。

9月5日から学校が企業への生徒の応募書類の提出を開始し、9月16日から企業による選考・採用内定が始まります。

鹿児島労働局・各公共職業安定所では、今年度も学校等関係機関と連携し、一人でも多くの生徒が希望どおりに就職できるよう支援します。

次回は9月末現在の求人・求職・就職内定状況などを取りまとめて公表する予定です（10月下旬公表予定）。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職の状況

〈 令和6年3月卒業予定者 〉

鹿児島労働局

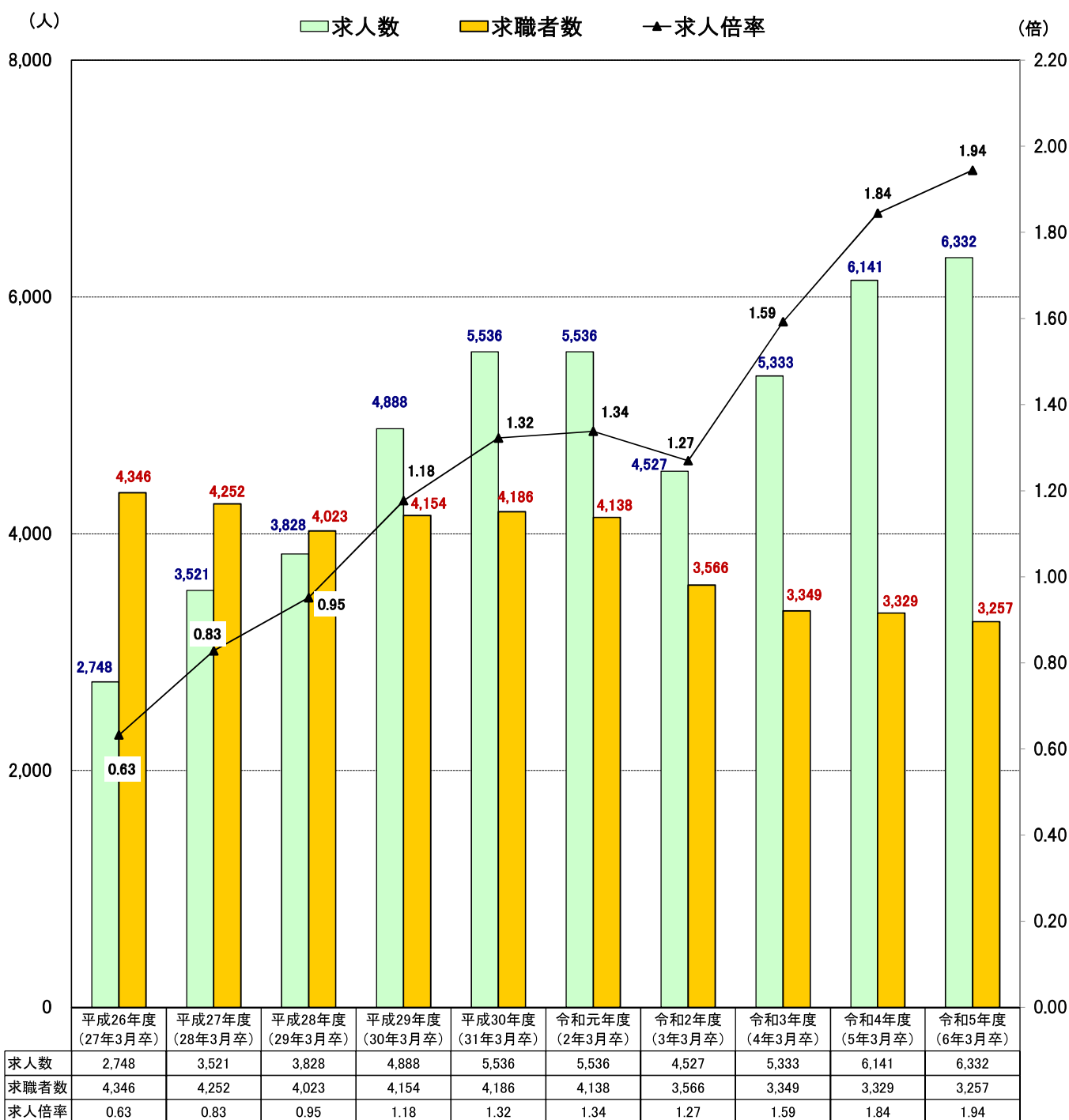
区分	令和5年7月末現在			前年同期 (令和4年7月末現在)			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求人数	6,332	/	/	6,141	/	/	191	3.1%
2 求職者数	3,257	1,810	1,447	3,329	1,883	1,446	▲72	▲2.2%
うち県内(1)	1,935	1,019	916	2,025	1,104	921	▲90	▲4.4%
うち県外	1,322	791	531	1,304	779	525	18	1.4%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【(1)/2】	59.4%	56.3%	63.3%	60.8%	58.6%	63.7%	—	▲1.4P
3 求人倍率 【1/2】	1.94	/	/	1.84	/	/	—	0.10P

* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

* 自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

高校新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年7月末現在）



* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

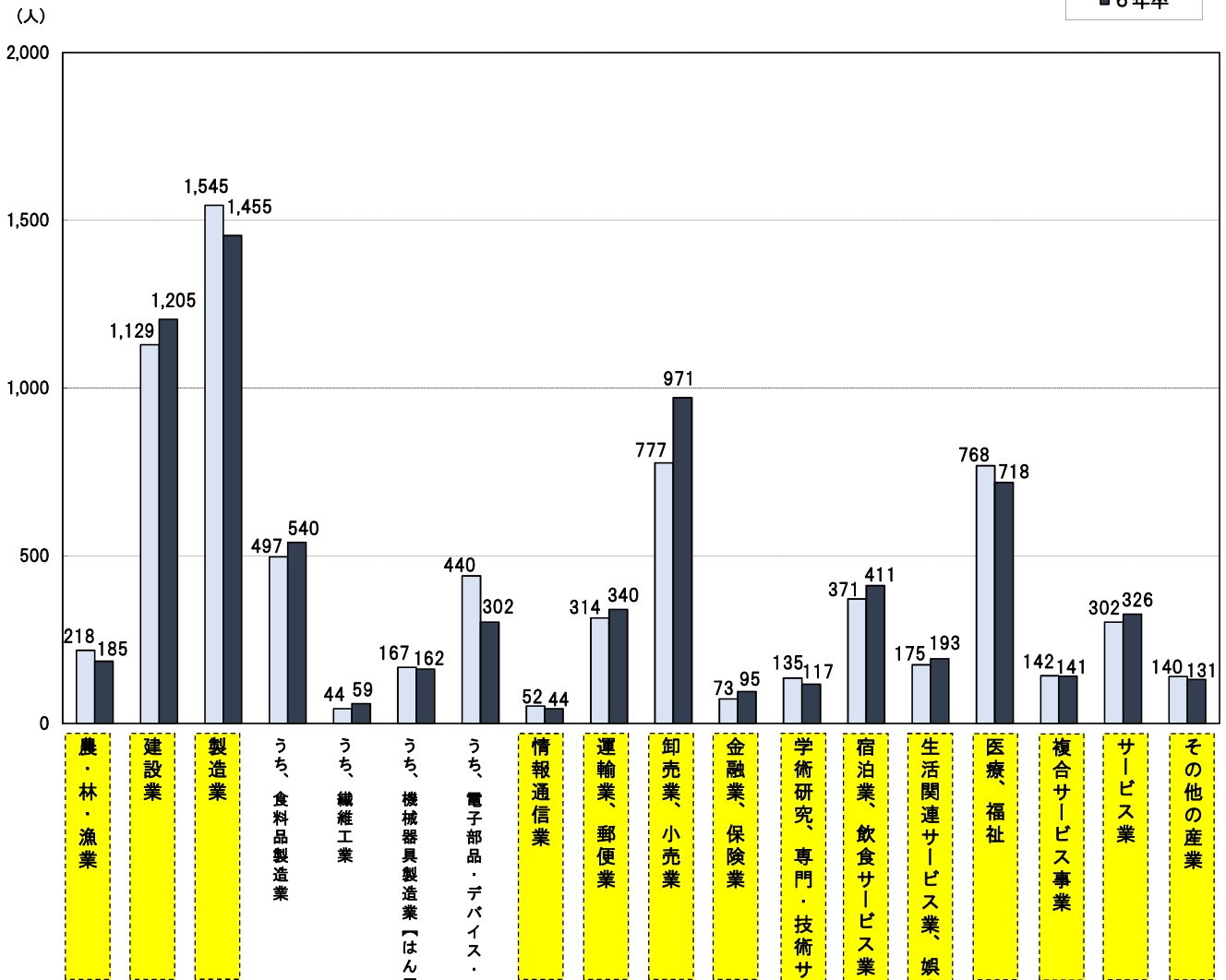
(参考) 卒業年次の生徒数

平成26年度 (27年3月卒)	平成27年度 (28年3月卒)	平成28年度 (29年3月卒)	平成29年度 (30年3月卒)	平成30年度 (31年3月卒)	令和元年度 (2年3月卒)	令和2年度 (3年3月卒)	令和3年度 (4年3月卒)	令和4年度 (5年3月卒)	令和5年度 (6年3月卒)
16,313	15,991	15,734	15,431	15,695	15,387	14,931	14,723	14,386	13,944

※ 各年5月15日時点で、各学校を通じて把握した卒業予定者数を計上

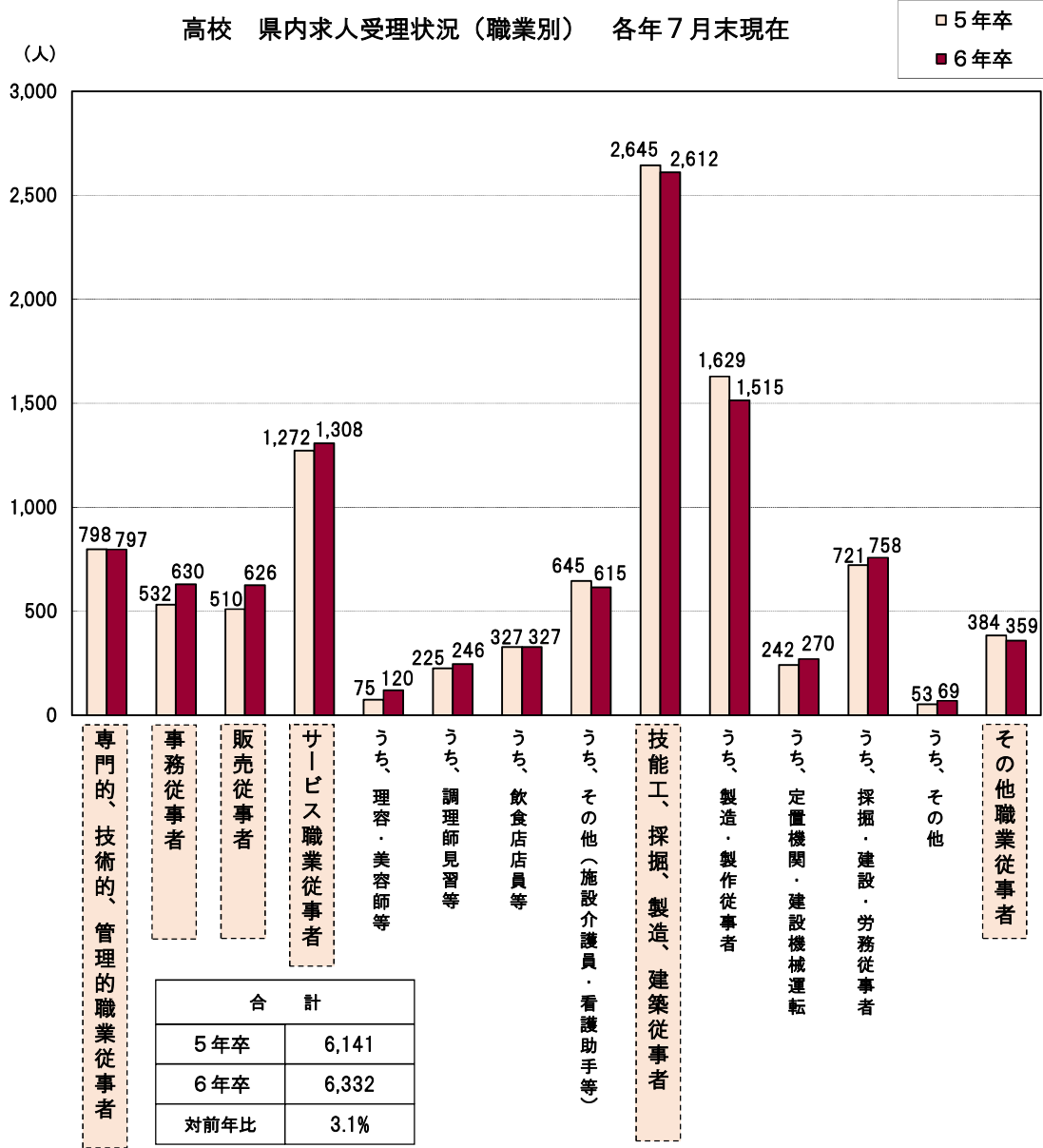
高校 県内求人受理状況（産業別） 各年7月末現在

□ 5年卒
■ 6年卒



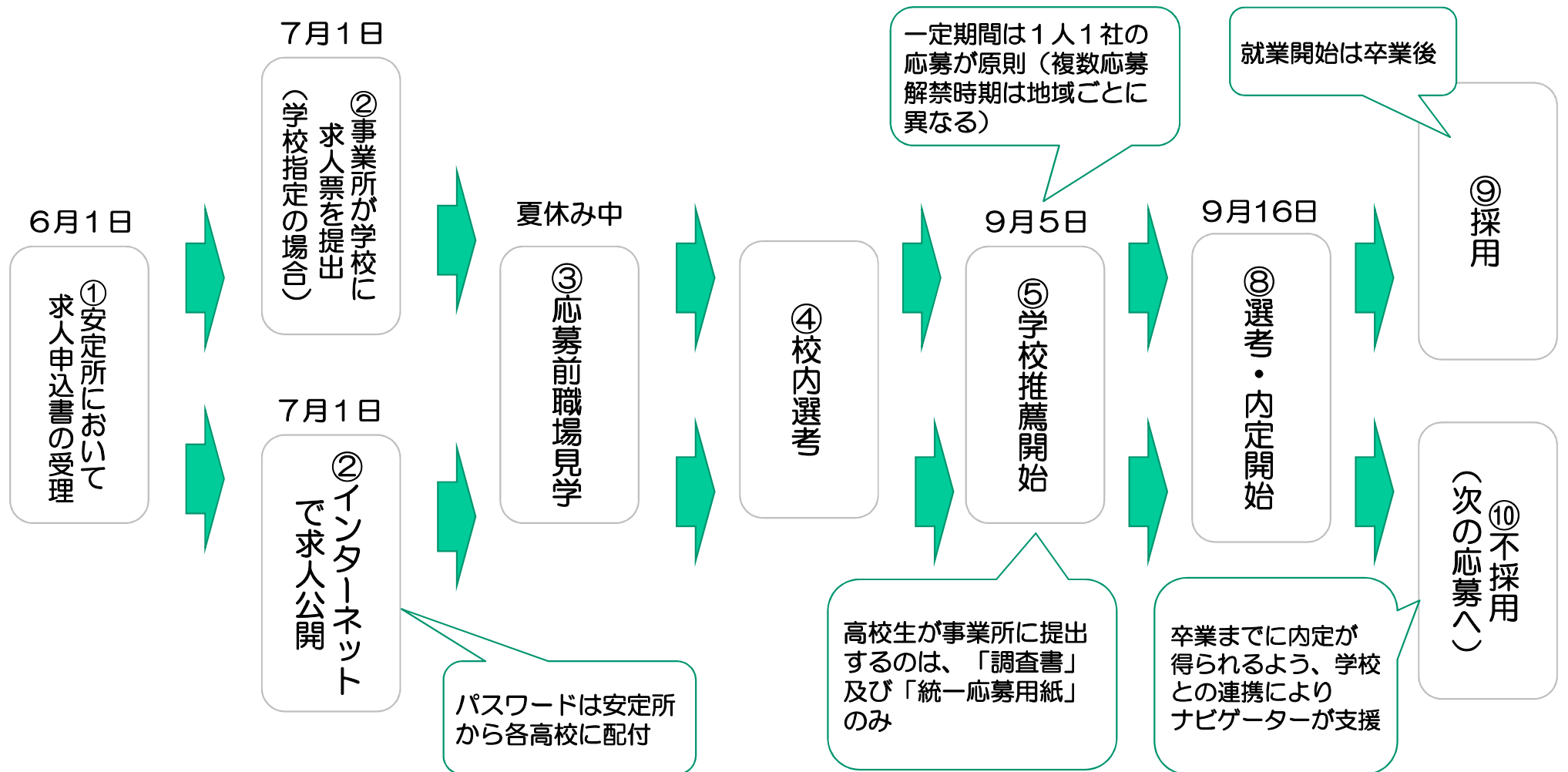
合 計	
5年卒	6,141
6年卒	6,332
対前年比	3.1%

高校 県内求人受理状況（職業別） 各年7月末現在



高校生の就職活動のルール

高校生の職業紹介は、安定所と学校との連携により実施しており、国（厚労省、文科省）、高校（全国高等学校長協会）、主要経済団体（日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）の申し合わせにより、以下のとおり求人の手続きや応募のスケジュール等が厳格に定められています。鹿児島県の就職慣行（1人2社応募の解禁時期等）は、鹿児島県高等学校就職問題検討会議で決定される。



※日程は令和5年度の場合

来春、高校・大学等 卒業予定の皆さん!
鹿児島でいい就職先ありますよ!

令和
5年度

新卒者のための 就職面接会 in 鹿児島

卒業後
3年以内の方
も大歓迎!



日時

令和5年 **11.6** 月

午前の部 / 10:00~12:00

午後の部 / 13:30~15:30

受付時間

9:30~15:00 但し12:00~13:00を除く

会場

Li-Ka1920 5階 ライカ南国ホール 鹿児島市中央町19-40

対象者

高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等において卒業年次の者及び既卒
3年以内の者

※高校生で参加を希望する場合は、進路指導担当の先生にお申し出ください

対象企業

上記対象者を鹿児島県内の就業場所において正社員で募集中の企業(約60社)

実施団体

鹿児島労働局・ハローワーク・鹿児島県教育委員会・鹿児島県

お問合せ先

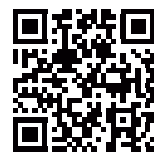
令和5年度 年度後半における集中的な就職面接会 事務局

〈(株)南日本リビング新聞社 令和5年度「年度後半における集中的な就職面接事業」受託事業者 内〉

TEL.099-222-7290

(10:00~17:00 / 土・日・祝日休) ※企業の皆様は、お申し込み方法及び詳細について裏面をご覧ください。

新卒者の方へ
参加企業の情報は
10/10以降こちらから



「新卒者のための就職面接会 in鹿児島」参加申込書

申込締切
10/2(月)
必着

E-mail jiro@m-l.co.jp

「新卒者のための就職面接会 事務局」行 株式会社南日本リビング新聞社 事業推進部 内

Mail送信後は、お電話にてご確認ください。申込書などが届いていない場合がございます。

必ず求人票を添付してください。(2件まで)

- ※面接会当日、求職者に配布する冊子に掲載いたします。
- ※鹿児島県内が就業地となる正社員募集で且つ既卒3年以内の方も対象とする求人に限ります。
- ※ハローワークへ求人の申し込みをしている企業が対象となります。
- ※ユースエール・えるぼし・プラチナくるみん・くるみんの認定企業は優先して参加できます。

企業名				本社所在地		
県内事業所名 所在地	※本社が県外の場合のみご記入ください					
業種 <small>求人票裏面左下の産業分類 をご記入ください</small>	産業分類コード 小分類3桁			名称		
認定等 取得状況	<input type="checkbox"/> ユースエール <input type="checkbox"/> えるぼし <input type="checkbox"/> プラチナくるみん <input type="checkbox"/> くるみん					
担当者	所属・役職					
	フリガナ					
	氏名					
	電話			FAX		
	E-mail					
参加希望時間帯 <small>(いずれかに○をお願いします)</small>	午 前 ・ 午 後 ・ どちらでも可					
募集 <small>(いずれかに○をお願いします)</small>	職種	勤務地	採用 人数	求人番号	求人冊子掲載	
					求人票・求人情報掲載 <small>(添付する2件の求人票に○)</small>	求人情報のみ掲載 <small>(左記以外の2つまで○)</small>
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
PR動画掲載*	希望する ・ 希望しない					

※面接会専用HPに貴社PR動画へのリンクが可能です。お手持ちの求人PR動画・CM等を掲載しているHP、動画配信サービス等のURLをご提示ください。

【注意事項】

- 本申込書は、法人ごとに作成願います。グループ企業で1つの面接ブースに集約いただける場合はご連絡ください。
- 申込が多数の場合職種の偏りを考慮した上で抽選となります。但しユースエール・えるぼし・プラチナくるみん・くるみん認定企業は優先いたします。予めご了承ください。
- 参加の可否については、10月10日(火)頃までにE-mail、FAX、電話にて連絡いたします。

鹿児島労働局発表
令和5年8月29日

担当	鹿児島労働局労働基準部健康安全課 課長 勝田 清人 課長補佐 壺屋 明 (直通電話) 099-223-8279
----	--

令和5年度全国労働衛生週間（第74回）について

令和5年度全国労働衛生週間は、
『**目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場**』
をスローガンとし、10月1日（日）から7日（土）までを本週間、9月
1日から30日までを準備期間として全国的に展開されます。

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施され、今年で74回目になります。

「労働衛生」では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。

また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

鹿児島労働局及び県内の労働基準監督署では、事業場における労働衛生水準のより一層の向上及び自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、9月6日から県内21か所で、全国労働衛生週間説明会を開催します。

また、毎年9月は、「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断及び事後措置等の実施の徹底など集中的・重点的に指導を行うこととしています。

【鹿児島県内における労働衛生の現況】

1 業務上疾病の発生状況

令和4年に発生した休業4日以上業務上疾病者数（じん肺及びじん肺合併症は除く。）は、2,635人と前年より2,252人増加しました。

疾病分類別では、病原体による疾病2,424人、次いで負傷に起因する疾病（災害性腰痛、異物の侵入による眼疾患、ハチ刺傷など）148人となっています。

病原体による疾病の増加が著しく、増加の理由は新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

2 定期健康診断の実施状況

鹿児島県内における定期健康診断の有所見者率は58.35%となっており、前年と比べて1.04%低くなっています。

しかし、依然として受診者数の半数以上に何らかの所見が見られ、有所見者率は全国の58.15%を上回っています。

定期健康診断検査項目別の有所見者率は、血中脂質検査が27.44%、次いで、血圧検査が17.38%、肝機能検査が16.10%で、この3項目が特に高くなっています。

【添付資料】

資料1 第74回全国労働衛生週間（リーフレット）

資料2 全国労働衛生週間説明会 日程表

資料3 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です（リーフレット）

資料4 鹿児島県内における労働衛生の現況

第74回 全国労働衛生週間

2023（令和5）年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通知・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

- 動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



- 解説書

<https://www.mhlw.go.jp/content/kaiset.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- 職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



全国労働衛生週間説明会 日程表

	日 時	会 場	所 在 地
鹿児島署管内	9月8日(金) 14:00～	ふれあいプラザなのはな館	指宿市東方9300-1
	9月11日(月) 13:30～	枕崎市民会館 第1会議室	枕崎市千代田町114
	9月12日(火) 13:30～	ふれあいかせだいにしへホール	南さつま市加世田川畑2641-2
	9月15日(金) 14:00～	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町101
	9月20日(水) 10:30～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月20日(水) 14:00～	鹿児島県歴史・美術センター黎明館	鹿児島市城山町7-2
	9月26日(火) 10:00～	屋久島環境文化村センター	熊毛郡屋久島町宮之浦823-1
	9月28日(木) 10:00～	種子島建設会館	西之表市鴨女209-1
川内署管内	9月12日(火) 13:30～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町2211-1
	9月13日(水) 13:30～	出水市マルマエ音楽ホール	出水市文化町23
鹿屋署管内	9月12日(火) 14:00～	ホテルさつき苑	鹿屋市西原1丁目9番10号
	9月21日(木) 13:30～	志布志市文化会館	志布志市志布志町志布志2238-1
加治木署管内	9月12日(火) 14:00～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巢305
	9月13日(水) 14:00～	霧島市隼人農村環境改善センター	霧島市隼人町内山田1-14-10
	9月15日(金) 14:00～	姶良市文化会館 加音ホール	姶良市加治木町木田5348-185
名瀬署管内	9月6日(水) 15:00～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津7460
	9月7日(木) 13:30～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊10
	9月14日(木) 10:30～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花1015
	9月20日(水) 13:30～	奄美振興会館	奄美市名瀬長浜町517
	9月21日(木) 10:00～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋字松江7-6
	9月26日(火) 13:30～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連18-2

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

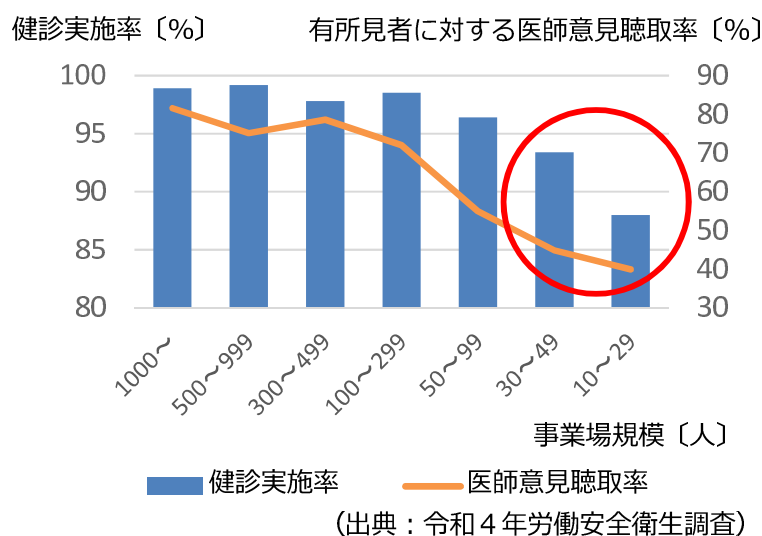
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら



1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正)を十分に考慮いただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基安発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

- ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
 - (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語)の周知を行っていただきたいこと。
- 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
 - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正)に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」(平成17年3月策定、令和元年9月改訂)に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」(毎年10月1日～31日)、スポーツの日(毎年10月の第2月曜日)及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
 - (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」(平成30年3月策定)を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
 - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
 - (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した目のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
 - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂)に基づく職場での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂)に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について(協力依頼)」等に基づく抗体検査の機会の提供等

鹿児島県内における労働衛生の現況

表 1 年別業務上疾病発生状況（平成25年～令和4年）

鹿児島労働局

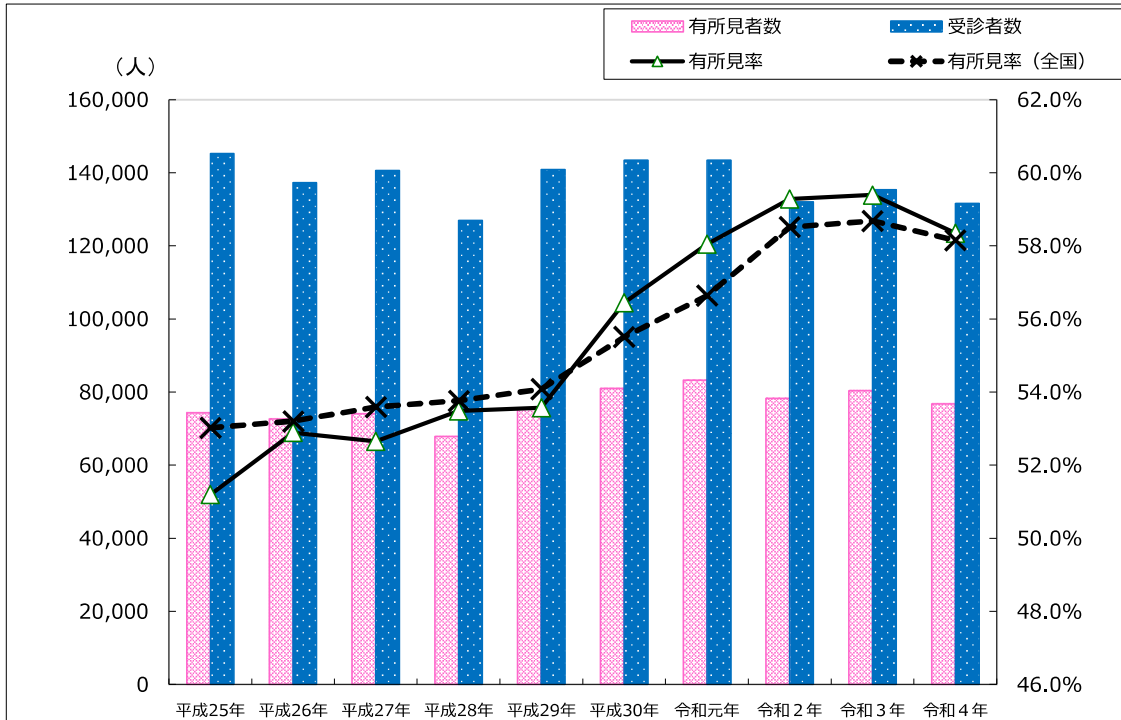
発 生年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
負傷に起因する疾病(災害性腰痛、 異物の侵入による眼疾患、ハチ刺傷 など)	95	72	94	99	167	136	136	141	182	148
災害性腰痛	74	50	69	66	149	109	119	129	159	120
物理的因子による疾病(熱中症、熱 傷、凍傷など)	17	10	19	20	19	23	23	28	19	22
作業態様による疾病（重激な業務 による筋肉・関節等の疾患、重量物 を取り扱う業務による腰痛など）	9	24	24	29	6	17	13	18	10	35
酸素欠乏症				1						
化学物質による疾病	1	1	3	4	5	1	11	2	2	1
病原体による疾病	2	2	3	1	4	26	3	69	163	2424
電離放射線によるがん						1				
過重な業務による脳血管疾患・心臓 疾患等		1			1	2		1		2
強い心理的負荷を伴う業務による精 神障害								1		
その他の業務に起因することの明ら かな疾病	2	3	7		1	5	4	4	7	3
計	126	113	150	154	203	211	190	264	383	2635

※ 休業4日以上。

※ じん肺及びじん肺合併症は除く。

グラフ1 定期健康診断受診者数及び有所見者数の推移（平成25年～令和4年）

鹿児島労働局



区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
有所見者数	74,355	72,617	74,010	67,872	75,454	80,941	83,241	78,262	80,395	76,791
受診者数	145,250	137,295	140,568	126,910	140,854	143,402	143,390	132,023	135,370	131,600
有所見率	51.19%	52.89%	52.65%	53.48%	53.57%	56.44%	58.05%	59.28%	59.39%	58.35%
有所見率(全国)	53.02%	53.20%	53.59%	53.76%	54.08%	55.51%	56.64%	58.51%	58.68%	58.15%

※定期健康診断報告書に基づき集計

グラフ2 定期健康診断項目別有所見率

鹿児島労働局

